

記入例

令和 元 年 11 月 1 日

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

納入者 宜保 太郎 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料 (令和 元 年 10 月分) として

設置者名称 社会福祉法人むしょうか

主たる事務所の所在地 豊見城市宜保一丁目1番地1

代表者職氏名 豊見城 大作

施設・事業所の名称 むしょうか幼稚園

豊印

特定子ども・子育て支援
利用料の領収金額

17,000 円 (下記①の金額)

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

1. 当該月分の預かり保育利用料として
(預かり保育事業の利用日数 15 日)

17,000 円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として

1,000 円

※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外

注意！ 下記点線太枠内に記載されている費用は、無償化対象外のため①の金額から省いて作成してください。
対象外経費は下段の領収金額欄へご入力ください。

■ 子ども・子育て支援法施行規則

(法第三十条の十一第一項の内閣府令で定める費用)

注意！ 無償化対象外経費

第二十八条の十六 法第三十条の十一第一項に規定する内閣府令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- 食事の提供に要する費用
- 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの